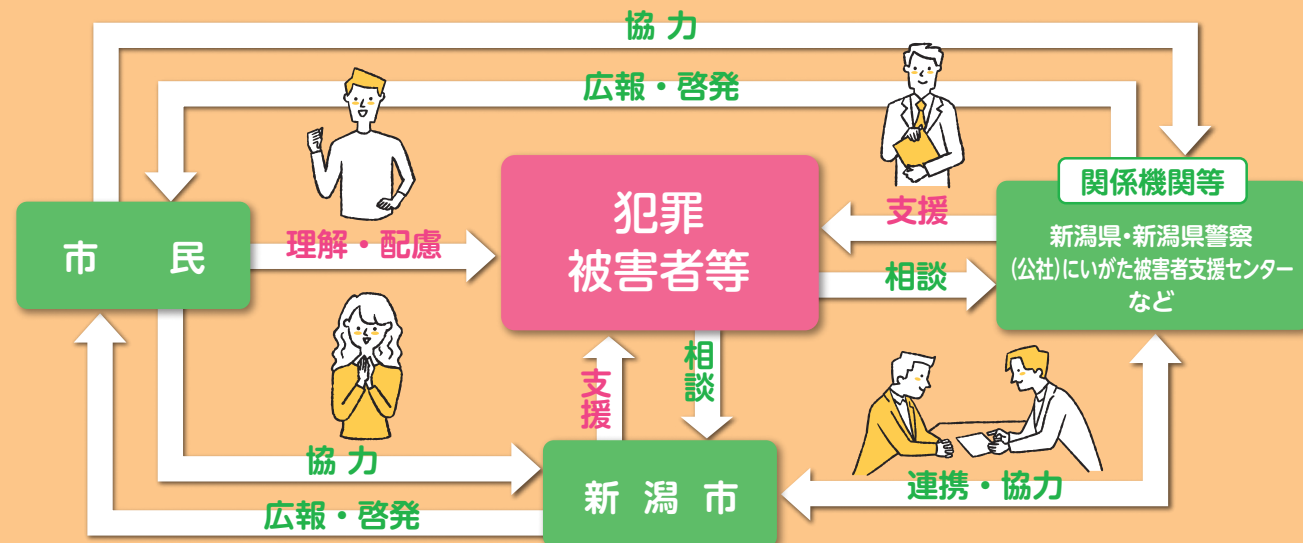


犯罪被害にあわれた方へ

犯罪被害の軽減及び回復のため、本市をはじめとした関係機関等が連携して支援を行います。
ひとりで悩まず、ご相談ください。

犯罪被害者等支援のしくみ



相談窓口

名称	電話番号	受付時間
(公社)にいがた被害者支援センター	025-281-7870	月～金曜 午前10時～午後4時 ※祝日・年末年始除く
性暴力被害者支援センターにいがた	#8891 または 025-281-1020	24時間対応

条例に基づく主な支援施策

①



犯罪被害者等 支援総合窓口 (第13条)

犯罪被害にあわれた方などからの相談に対応し、各種支援制度の情報提供や関係機関等を紹介します。

②



カウンセリング 費用の助成 (第14条)*

犯罪被害による心理的外傷や深刻な精神的不調に対する臨床心理士等によるカウンセリング費用を助成します。

上限額：15万円

③



転居費用の 助成 (第17条)*

犯罪被害により現在の住居に居住できなくなった場合に、新たな住居へ転居するためにかった費用(運送費用、敷金、礼金など)を助成します。

上限額：20万円
(1回まで)

④



見舞金の 支給 (第19条)*

犯罪被害により亡くなった方のご遺族や、重傷病を負った被害者本人に対して見舞金を支給します。

遺族見舞金：30万円
重傷病見舞金：10万円

⑤



資金の 貸付け (第19条)*

犯罪被害により資金を必要とする方に対し、無利子で資金を貸し付けます。

上限額：50万円

※②～⑤は人の生命や身体を害する罪に当たる故意の犯罪行為による死亡や重傷病の被害が対象となります。
その他要件がありますので、詳細は下記問い合わせ先までご相談ください。

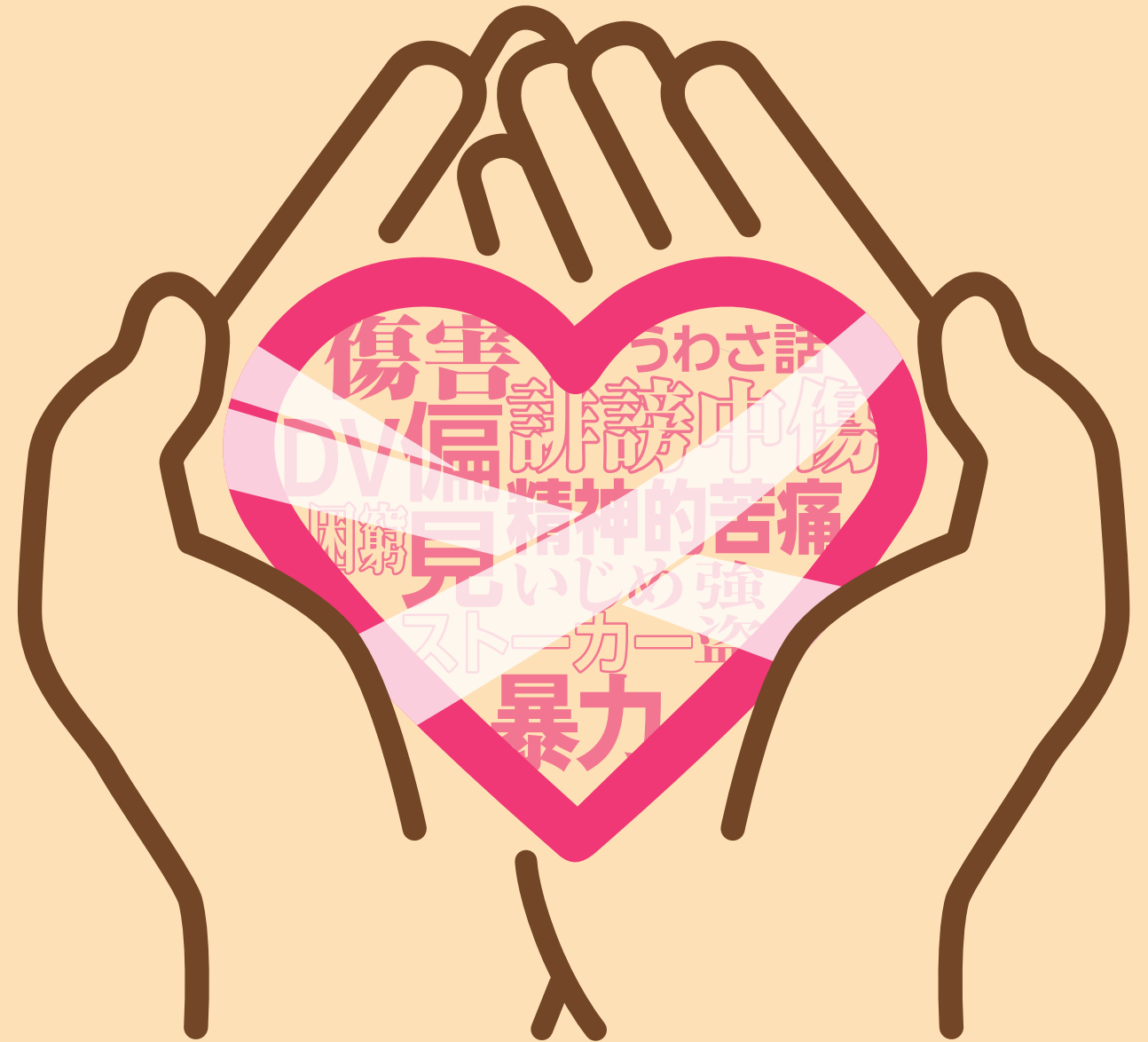
問い合わせ・相談先

新潟市 市民生活部 市民生活課 安心・安全推進室(犯罪被害者等支援総合窓口)
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 ※祝日・年末年始を除く
電話：025-226-1113 / FAX：025-223-8775 / E-mail:shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp

よりそう手 つないでできる 心の輪[※]

～犯罪被害にあわれた方やそのご家族を社会全体で支えましょう～

※令和4年度犯罪被害者等支援に関する標語 最優秀作品



令和4年8月1日施行

新潟市犯罪被害者等支援条例

多くの人が犯罪被害について他人事のように考えてしまいがちですが、
誰もある日突然、犯罪被害にあう可能性があります。

犯罪被害にあわれた方やそのご家族(犯罪被害者等)を社会全体で支え、
市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため
「**新潟市犯罪被害者等支援条例**」を制定しました。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョッとちゃん」

本条例の詳細はこちらから新潟市ホームページをご覧ください。



新潟市犯罪被害者等支援条例

「犯罪被害者等」とは、犯罪等※の被害にあわれた方やそのご家族です。
犯罪被害者等は以下のような状況に置かれます。

※犯罪等…犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。
例：殺人、強盗、暴行・傷害、強制性交等、強制わいせつ、DV、ストーカー など

犯罪被害者等が置かれる状況

直接的被害

- 生命を奪われる、家族を失う
- ケガや障がいを負う
- 財産を奪われる

生活上の問題

- 心身への影響
(精神的ショックや身体的不調)
- 経済的な困窮
(生計維持者を失う、失職・転職、医療費・介護費用の負担、転居費用の負担など)

二次的被害

- 周囲の心ない言動、偏見、誹謗中傷、過剰な取材等による精神的苦痛

再被害

- 加害者からの更なる被害への不安や恐怖

捜査・裁判への対応

- 精神的・時間的・身体的な負担や苦痛
- 訴訟・弁護士費用の負担 など



犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復並びに生活の再構築を図るため、本市は以下の基本理念にのっとり支援に取り組みます。

条例の基本理念

- ① 犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重して支援を行います。
- ② 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、その置かれている状況や事情に応じ、適切に支援を行います。
- ③ 犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに留意し、二次的被害及び再被害が生じることのないよう十分配慮して支援を行います。
- ④ 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援を途切れることなく提供します。



市民の皆様は、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするほか、二次的被害が生じないよう十分配慮するなど、犯罪被害者等の支援にご協力をお願いします。

二次的被害について

直接的な犯罪被害を受けた後に、他者の無理解や配慮に欠ける言動、偏見、差別、プライバシーの侵害、インターネット等を通じた誹謗中傷、過剰な取材などにより、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失などの被害をいいます。



市民の皆様へお願いしたいこと

• 被害前と同じように犯罪被害者等と接してください

• 犯罪被害者等の話をじっくり聴き、気持ちに寄り添ってください

犯罪被害者等の言葉や行動を否定せず「つらかったね」、「あなたは悪くないよ」など、気持ちに寄り添った言葉をかけてください。ただ一緒にいて話を丁寧に聞くだけでも支えになります。



こんな言葉に気をつけましょう

以下のような言葉は犯罪被害者等を傷つけてしまうおそれがあります。

- そのとき○○していればよかったのに
- 他にもっと大変な目にあった人がある
- あなただけが苦しいわけではないよ

- 命が助かっただけでもよかったと思わないと
- 時間が解決してくれるよ

また、SNSなどへの犯罪被害者等に関する投稿などは噂や誹謗中傷につながるおそれがあります。犯罪被害者等の心情に配慮し、控えてください。

